

第3次玉名市人権教育・啓発基本計画策定業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 第3次玉名市人権教育・啓発基本計画策定業務委託
- (2) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (3) 業務目的

本業務は、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく「第2次玉名市人権教育・啓発基本計画（平成30年度～令和9年度）」の計画期間が満了するため、計画を策定するものである。

計画策定にあたっては、価値観や生活形態が多様化する社会情勢の変化を踏まえ、人権に関する市民意識調査を行い、その調査結果から市民の意識や実態を把握し、今後の課題を明らかにした基礎資料を作成するとともに、今後8か年の目標や施策、具体的な取組等をまとめた「第3次玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定することを目的とする。

- (4) 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、玉名市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議のうえ、「乙」は「甲」の指示に従い業務を遂行するものとする。

- (5) 業務の計画

「乙」は、「甲」の目的を十分に理解したうえ、適切な経験のある主任技術者を定め、各工程の細部計画を立案し、作業着手届、作業実施計画書、主任技術者届、工程表等の各書類を「甲」に提出し、その承認を得るものとする。

- (6) 秘密保持

「乙」は、本業務において、在職中はもとより退職後も、業務上知り得た秘密を何人にも漏らしてはならない。

- (7) 資料貸与

「乙」は、本業務において、「甲」が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・減失・盗難等の事故のないように取り扱わなければならない。

- (8) かし担保

「乙」は、業務完了後も納入成果品に不備・誤り等が発見された場合は、「乙」の責任において、速やかに補正・訂正・修正等を行わなければならない。

- (9) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、全て「甲」の管理及び帰属とし、「乙」が成果品を第三者に公表することは、一切これを認めない。

2 業務内容

令和8年度業務

- (1) 市民意識調査業務

本業務で実施する（ア）市民意識調査は、「人権教育・啓発基本計画」及び「男女共同参画計画」の策定に必要な市民意識を把握するため行うものとする。また、本調査は、効率的な調査実施と市民の負担軽減を図るとともに、両計画に関連する課題を横断的・多角的に把握するため、共通項目を含め各計画の調査項目を一本化して実施するものとする。なお、調査結果の集計・分析については、各計画ごとに行うものとする。

調査概要

(ア) 市民意識調査

(ア) 調査対象

市内に居住する18歳以上2,000人

※ 「人権教育・啓発基本計画」及び「男女共同参画計画」併せて2,000人とする。

(イ) 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

(ロ) 配布・回収方法

郵送による配布・回収を基本とする。(目標回収率50%とする。)

発送準備(調査票、返信用封筒等の封入・封緘)は、「乙」が行う。回収先は、「甲」とし、郵送費(配布・回収)、諸手続(礼状発送)等に係る経費は、「乙」の負担とする。ただし、宛名シールは、「甲」から「乙」へ支給する。

(ハ) 回答方法

調査対象者は、インターネットでの回答も可能とする。「乙」は郵送する調査票にインターネット回答用のURLや二次元コード等を掲載し、インターネット回答システムを構築・運用し、回答データを回収・管理するものとする。

(ニ) その他

無作為抽出の郵送アンケートとは別に、幅広い意見を把握するため、WEBアンケートを併せて実施し、対象者以外からの回答も募集すること。なお、郵送アンケートとは別に集計・分析を行い、その結果を計画策定の参考とすること。

※ 調査について

- ・地域における現状を十分に理解し、計画策定に必要な項目を含めた調査票の提案を行うものとし、調査内容については、「乙」の提案及び「甲」が選定した有識者と「甲」と協議して決定する。
- ・アンケート項目、インターネット回答フォーム、及び紙媒体での調査票の印刷仕様等の詳細については、「甲」と協議のうえ進めるものとする。「乙」は、全ての回答形式において、対象者の多様な特性に配慮したアクセシビリティとユニバーサルデザインの観点を取り入れ、視認性、判読性、操作性に優れた設計とすることで、回収率の向上に努めるものとする。
- ・「乙」は、回収された調査票を受け取り、正確に入力する。
- ・項目別に単純集計、また、性別、年齢別、地域別など有意とみられる分類ごとに、クロス集計を行い、その傾向について分析を行う。なお、個人情報等の取り扱いには充分留意すること。
- ・平成28年度に「甲」が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果や、国・県等の調査等の結果との比較分析を行う。また、住民の意識の傾向や、意識と実態との違いの分析を行う。
- ・詳細については、「甲」と協議する。また、必要に応じて各種会議に同席すること。

(2) 報告書の取りまとめ

上記基礎調査等の結果を取りまとめ、計画策定の基礎資料とする。

なお、分析にあたっては、大学教授等、有識者の監修のもと、計画策定の具体的な施策のあり方について、有意義な基礎資料となるよう取りまとめる。

また、有識者の分析費は、「乙」の負担とする。報告書の内容については、「甲」と協議して決定する。

(ア) 報告書成果品

- (ア) 意識調査報告書（簡易製本、A4、100ページ程度、モノクロ色刷） 100部
- (イ) 意識調査報告書等の各原稿データ（電子データ） 一式
- (ウ) 納期 令和9年3月31日（水）まで

令和9年度業務

(3) 計画策定業務

市民意識調査の結果を基に、「第3次玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定する。また、策定に向けた各種協力業務を行う。

(ア) 計画書作成業務

- (ア) 基礎統計データ収集・整理・分析
 - ・市民意識調査データの収集・整理・分析を行う。
 - ・国・県の人権教育・啓発に関する基本計画の動向を基に関連施策等の実施状況を整理する。
- (イ) 現計画の施策の評価
 - ・現計画で掲げた目標と現状の比較分析を行う。また、目標達成度の評価及び課題を把握する。
- (ウ) 課題抽出・計画素案の作成
 - ・市民意識調査、現計画の施策の評価等から課題を抽出し、基本理念・基本目標・計画の体系等を示した計画骨子案を作成する。
- (エ) 計画策定で検討していくべき課題や情報等の提供
 - ・現在の人権に関わる課題等の情報提供を行う。
 - ・人権に関わる国・県の人権教育・啓発に関する基本計画の動向を基に情報収集し、具体的な施策のあり方を検討する。
 - ・人権に関わる法令等の改正や新たな法整備の追記等を行う。
 - ・その他人権に関して必要と思われる情報提供を行う。
 - ・市民意識調査の結果を受けて、各分野での現状分析及び今後の課題・方向性等の記載を行う。
 - ・本市の総合計画に記載された、人権に関する内容等を組み入れる。
- (オ) 計画書原案の作成
 - ・審議会及び「甲」の意見と(エ)の内容を踏まえ、計画書原案を作成する。
- (カ) 第3次基本計画期間（令和10年度～令和17年度）に伴う政策の取組調査票における「調査票の設計」と「分析方法」を提示する。

(イ) 会議支援業務

- (ア) 各種会議等の資料作成、運営支援、準備協力を行う。
 - ・各種会議開催に関する必要な資料の収集・作成、意見集約を行う。6回程度（うち令和8年度3回含む）を予定。
 - ・各種会議に同席し、資料提供や助言など必要な支援を行う。その際の会議資料及び議事録は、「甲」と協議のうえ、作成する。

(ウ) **パブリックコメント実施支援**

(ア) パブリックコメントを実施する際、ホームページ掲載用原稿データを作成する。

(イ) 提出されたパブリックコメントについて整理し、「甲」と協議のうえ、回答案を作成する。

(エ) **その他**

「甲」が必要と認める事項について、適宜支援を行う。

(オ) **計画書成果品**

「第3次玉名市人権教育・啓発基本計画書」

(ア) 計画書（正本） 冊子 A4 100P仕様 100部

(イ) 概要版（正本） 冊子 A4 8P仕様 100部

(ウ) 原稿データ（電子データ）

(エ) 納期 令和10年3月31日（金）まで

3 その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、「乙」が提案する事項も「甲」と協議のうえ実施することができる。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、「玉名市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ及び協議は必要に応じてその都度行う。そのため「乙」は、適時協議に応じることが可能な体制をとること。
- (4) 業務における成果品は、「甲」が著作権を持つものとし、「甲」が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、「甲」と協議し、指示に従い業務を進めるとともに、「甲」は業務期間中いつでも業務状況の報告を求めることが出来るものとする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、本仕様書、その他関係法令を遵守するものとする。